

防 火 管 理

防火管理制度は、防火管理について誰がどのように実施するのかを定めた、消防法第8条第1項の規定が基本条文となっています。一定の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を実施させなければなりません。本消防組合においても、防火管理業務の強化に重点を置き、防火管理者資格付与講習会を実施し、防火管理業務の指導に努めています。

また、夜間等における防火管理体制を確立し、災害発生時に的確な対応ができるよう国から示されたマニュアルに基づき訓練指導を行っています。



1 防火管理に関する講習会修了証交付状況

年 別 \ 性 別	計	男	女
平成 24 年度まで	9,376	8,181	1,195
平成 25 年度	185	144	41
平成 26 年度	142	113	29
平成 27 年度	113	82	31
平成 28 年度	156	119	37
総 計	9,972	8,639	1,333

※ 講習会はすべて甲種

2 防火管理者選任届出状況及び消防計画届出状況

(平成29年4月1日現在)

用途 (令別表)	区分		必要対象物			選任(届出) 対象物			消防計画 届出対象物			選任 (届出) 率(%)
			計	守口	門真	計	守口	門真	計	守口	門真	
	総計		2,965	1,450	1,515	2,543	1,303	1,240	2,068	1,060	1,008	85.8
1	イ	劇場・観覧場等	3	1	2	2	1	1	2	1	1	66.7
	ロ	公会堂・集会場	80	43	37	62	37	25	48	33	15	77.5
2	イ	キャバレー・カフェ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	16	8	8	16	7	9	12	4	8	100.0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニ	カラオケボックス等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
3	イ	待合・料理店等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飲食店	82	39	43	72	36	36	65	32	33	87.8
4		百貨店・マーケット等	165	69	96	123	64	59	108	50	58	74.5
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	15	7	8	15	7	8	15	7	8	100.0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	690	319	371	554	261	293	436	211	225	80.3
6	イ(1)	特定診療科名を有する病院等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	イ(2)	特定診療科名を有する有床診療所等	3	—	3	3	—	3	3	—	3	100.0
	イ(3)	(1)以外の病院、(2)以外の有床診療所等	19	12	7	18	11	7	17	11	6	94.7
	イ(4)	無床診療所・無床助産所	21	13	8	18	10	8	15	8	7	85.7
	ロ(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等	75	36	39	68	31	37	61	29	32	90.7
	ロ(2)	救護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(3)	乳児院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(4)	障害児入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(5)	障害者支援施設、共同生活援助施設等	6	5	1	6	5	1	6	5	1	100.0
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等	34	20	14	26	13	13	24	13	11	76.5
	ハ(2)	更生施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設等	40	21	19	37	18	19	35	18	17	92.5
	ハ(4)	児童発達支援センター等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設等	5	1	4	5	1	4	5	1	4	100.0
ニ	幼稚園・特別支援学校	38	22	16	38	22	16	37	21	16	100.0	
7		小・中・高等学校等	242	156	86	240	155	85	205	132	73	99.2
8		図書館・博物館等	2	—	2	2	—	2	2	—	2	100.0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	30	14	16	29	14	15	23	12	11	96.7
10		車両の停車場等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11		神社・寺院・教会等	19	13	6	17	13	4	15	10	5	89.5
12	イ	工場・作業場	188	91	97	174	89	85	144	75	69	92.6
	ロ	映画スタジオ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	イ	自動車車庫・駐車場	88	58	30	78	52	26	62	36	26	88.6
	ロ	飛行機の格納庫等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14		倉庫	97	29	68	91	29	62	75	22	53	93.8
15		前各項に該当しない事業場	369	191	178	350	188	162	311	159	152	94.9
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	497	210	287	392	177	215	271	130	141	78.9
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	135	69	66	101	59	42	65	37	28	74.8
17		重要文化財等	3	2	1	3	2	1	3	2	1	100.0

※ は特定防火対象物(特防)

火災予防のための広報活動

火災の発生を防止することは、消防機関の使命であり、被害を最小限に軽減するためには、地域住民の防災意識の高揚や協力を得ることは不可欠です。そのためにも地域に密着した広報活動を効果的に行うことが必要であるといえます。

住宅火災による死傷者低減のため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことで、住宅防火診断、消防訓練、防火管理講習会等を通して普及促進を図っており、さらに火災予防運動、危険物安全週間、各種行事やイベントをはじめ、ホームページ・FM はなこ・日刊紙・専門紙・両市広報等の広報媒体を活用し、市民の認識と理解を深めるとともに、幼年消防クラブや施設見学を通じ子供たちへの正しい火の取扱いや命の大切さなどを指導し、積極的な広報を展開します。



平成28年度防火ポスター

1 予防広報実施状況

(平成28年度)

広報活動状況

種 別	回 数	参加人員	参加職員
巡回広報	142	—	684
防火教室等	11	705	63
防火キャンペーン	5	5,000	35
音楽隊活動	11	—	311
幼年消防クラブ活動	25	3,058	192
消防訓練等の指導	420	50,155	1,976
消防施設見学	18	783	234
起震車（地震体験者）	255	1,612	64
消防相談	11	—	48

消防情報の提供

情報提供先	区分	計	火災 予防	消防 訓練	救急 救助	統計	表彰	その他
守口記者クラブ		1	—	1	—	—	—	—
広報もりぐち		45	20	—	12	2	2	9
広報かどま		43	20	—	12	2	—	9
ホームページ		41	8	5	4	3	2	19
専門誌（紙）等		6	5	1	—	—	—	—
エフエム もりぐち	いきいきライフ	12	5	—	4	1	—	2
	緊急情報	22	各種災害発生時及び気象警報発令時等					
	リアルタイム消防	月～金曜日：13時10分と17時00分及び土・日曜日：13時10分の放送						

資料配付及び発刊物発行

項 目	部 数
防火ポスター	5,000 枚
防災のしおり	5,000 冊
ポケットティッシュ	10,000 個
消防自動車シール	10,000 枚
消防車クラフト	1,000 枚

2 消防音楽隊

火災予防行政の一役として、消防の諸式典をはじめ各種行事に出場し、演奏活動を通じて広く市民に接し、火災予防を呼びかけるとともに、市民の防火思想の普及高揚に努めています。



隊員数

(平成29年4月1日現在)

階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	総数
人員	1	2	11	12	0	5	31

編成

パート	人数
隊長	1
副隊長	1
指揮者	1
フルート	1
クラリネット	4
サクソクス	4
トランペット	4
トロンボーン	4
ホルン	4
ユーフォonium	2
チューバ	2
パーカッション	3
合計	31

年齢構成

年齢	人数
18歳～25歳	2
26歳～30歳	6
31歳～35歳	6
36歳～40歳	9
41歳～45歳	1
46歳以上	7

出場演奏回数

(平成28年度)

消防式典関係	1
各種式典等	1
諸行事関係等	9
計	11